

盛土・切土行為への規制強化により、**土砂崩れなどの災害を防止**

－2025年4月から盛土規制法に基づく規制区域の指定を開始－

盛土規制法とは

- ◆契機：令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害等が発生したこと
- ◆目的：盛土等による災害から国民の生命及び財産を守ること
- ◆概要：土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、**危険な盛土・切土・土石の堆積を包括的に規制**

制度の概要

〈スキマのない規制〉

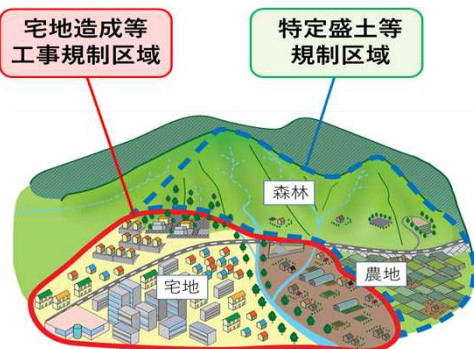
都道府県知事等が、盛土等により人家に被害を及ぼす可能性があるエリアを規制区域として指定

《宅地造成等工事規制区域》

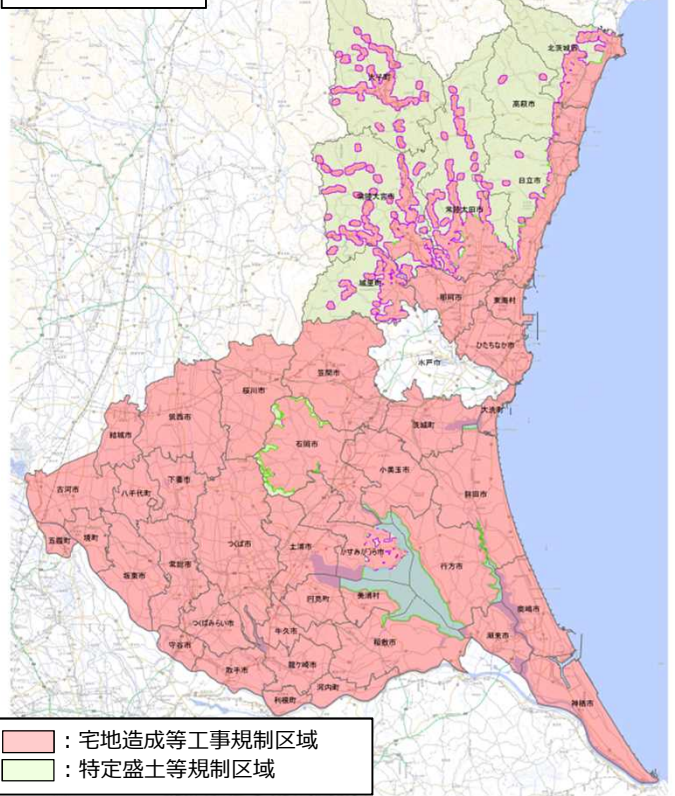
- ▶市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定

《特定盛土等規制区域》

- ▶市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼす可能性があるエリアも指定



規制区域図（案）



〈実効性のある罰則の措置〉

無許可行為や命令違反等に対する罰則が、これまでの条例による罰則より厳罰化されました！

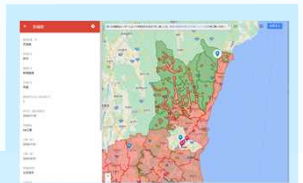
※最大で**懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下**

茨城県での運用

茨城県では**2025年4月1日**から、**県内全域**（水戸市を除く）を規制区域に指定予定。

規制区域に指定されると…

- 一定規模以上の盛土等行為には**許可や届出**が必要。
- 盛土規制法によって許可や届出が出された案件はHP上で**公表**。
- 区域指定の際に行われている工事は、指定日から**21日以内**に届出が必要。



許可状況は県HPから誰でも確認可能 ▶

盛土規制法により**規制対象**となる行為

＜土地の形質の変更＞

- ① 高さ1m超の崖を生ずる盛土
- ② 高さ2m超の崖を生ずる切土
- ③ 高さ2m超の崖を生ずる盛土・切土
- ④ 盛土高さが2m超
- ⑤ 盛土・切土の面積が500㎡超

＜土石の堆積＞

- ⑥ 最大時の堆積高さ2m超
- ⑦ 最大時の堆積面積500㎡超

**新しい許可制度と厳罰化により、
不法盛土に対する規制を強化！**



不法盛土による土砂崩れなどの災害を防止！！